

氏 名 きし ふみ かず
岸 文 和
学位(専攻分野) 博 士 (文 学)
学 位 記 番 号 論 文 博 第 529 号
学位授与の日付 平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目 浮世絵のプラグマティクス
——絵画行為論の視点から——

論文調査委員 (主 査)
教 授 根 立 研 介 教 授 中 村 俊 春 助教授 宇佐美文理

論 文 内 容 の 要 旨

絵画は、メディアとして、受容者にさまざまな情報を伝達する機能を担っている。では、絵画は、一定の社会的・文化的コンテキストの内部において、どのような種類の情報を、どのような仕掛けによって伝達しているのか。本論文の課題は、近世の庶民にとって最も身近なメディアであった浮世絵に焦点を合わせて、多様な視覚イメージが果たしてきた機能を、論者が「絵画行為論」と名付けた新しい視点から再検討することにある。すなわち絵師は、美人画、役者絵、風景版画、疱瘡絵、絵馬あるいは死絵など、多様なジャンルの浮世絵を描くことにおいて（あるいは、よって）、いったい何をしようとし、実際、何をしてきたのか。そして、それはいかにして可能なのか。絵画の解釈と密接に関わるこの問題について、文学、日記などのテキストを参照しながら考察することが、本論文の具体的な目標である。

このような課題を解決するために、本論は三部構成をとり、次のような手順で議論を進める。第一部（第一章から第三章）では、絵画一般について議論する。まず第一章では、溪斎英泉が、『無名翁随筆』（天保四年〔一八三三〕成立）と呼ばれる浮世絵の画論において言及する十一種の逸話に注目し、「絵事の状況」——誰が、誰のために、何を描き、誰によって見られるか——と、「絵画の機能」——絵画が描き／見られることによって、何が生じるか——を予備的に分析する。

第二章では、「絵事の状況」に焦点を合わせ、R. ヤコブソン (R. Jakobson) の「コミュニケーション図式」（一九六〇年）に依拠しながら、絵事が七つの要素——《注文主》《制作者》《仲介者》《受容者》《コンテキスト》《コード》《絵画》——によって構成されていることを示す。またこれらのうち《注文主》《仲介者》以外の五つの要素は、絵事を構成する必要不可欠な構造要素であって、そのうちのひとつでも欠けると、視覚的コミュニケーションは出来事として生起しえないことを明らかにする。

第三章では、「絵画の機能」に焦点を合わせ、絵事の中心的要素である絵画がメディアとして担いえる機能もまた五種類——関說的 (referential [指示的と一般的には翻訳されている]) / 心情的 / 動能的 / メタイメージ的 / 美的機能——であって、それ以上でも以下でもないことを示す。すなわち一定の美的＝感性的な質を備えた《絵画》は、《コンテキスト》に属する主題（対象）を指示し、《制作者》がその主題に対して抱く感情を表出し、《受容者》が将来において遂行すべき行動を指令し、遠近法や明暗法や筆法といった絵画に固有の《コード》を注解し、《絵画》が備える美的な質そのものに自己言及するというわけである。もっとも、ひとつの絵画はひとつの機能しか果たさないわけではない。常に複数の機能のヒエラルキーを考慮する必要がある。本章では、このことを踏まえたうえで、V. オルドリッチ (V. Aldrich) の「視覚的隠喩」（一九六八年）を参照しつつ、歌川国芳の《みかけハこハゐがとんだいい人だ》（弘化四年～嘉永五年〔一八四七～五二〕頃）を手がかりにして、絵画を美的に見る／見ないこと——美的把握／非美的把握——の差異について議論する。

第二部（第四章から第六章）では、第一部において確認した一般的な「絵事の構造」と「絵画の機能」を、浮世絵という近世に固有の視覚イメージに即して特殊化・具体化し、「絵画行為論」とでも呼ぶべき新しい観点を導入することを目指す。まず第四章では、浮世絵のメディアとしての特殊性を、「ともに浮世を姓にもつ双生児」と言われる浮世草子の世界のなかで検証する。すなわち、『好色一代男』（天和二年〔一六八二〕）を嚆矢とする西鶴本のなかに、「浮世絵」の用例を博捜し、

浮世絵が、菱川師宣の春画、花田内匠の若衆画、宮崎友禅の扇絵と結びつきながら、官能的・当世的・機知的なメディアとして表象されていることを明らかにする。また、西鶴に続く「好色本」／西沢本／八文字屋本のなかでは、東の菱川師宣、西の吉田半兵衛が描く美人画が、浮世絵を代表する画像として表象されるようになるとともに、官能的・機知的なメディアとしての性格付けが徐々に希薄になることを指摘する。一方、近松門左衛門の浄瑠璃『傾城反魂香』（宝永五年〔一七〇八〕上演）の「浮世又平」を契機として、翌年に刊行された独遊軒好文の梅吟作『風流鏡が池』においてはじめて、浮世絵を歴史的に回顧する眼差しが登場し、以後、寛政年間（一七八九～一八〇一）の大田南畝『浮世絵類考』を通過点として、岩佐又兵衛＝浮世又兵衛を「浮世絵の祖」として伝説化することによって、菱川師宣以後の江戸の浮世絵を「大和絵」の嫡流として位置づけようとする試みが行われたことを指摘する。

第五章では、地本問屋（絵草紙屋）が出版する通俗のマスメディア（浮世絵版画／版本）に焦点を合わせ、それらがどのように注文／生産／流通していたかを、喜多川歌麿の《江戸名物錦画耕作》（享和三年〔一八〇三〕頃）を導きの糸とし、さまざまな文献を参照することによって、検証する。すなわち、《発注者》としての版元の役割と検閲制度、《制作者》としての浮世絵師・彫師・摺師の役割と、戯作者に対する意識を概観したうえで、《仲介者》としての絵草紙屋に照明を当てる。具体的には、ともに有力版元でありながら、江戸の中心に位置していた鶴屋と、芝神明前という都／鄙の境界にあった和泉屋の店頭図を取り上げ、展示された商品の相対的な位置関係——中央／周辺、上／下、左／右、そして前／後——を分析することを通して、二軒の絵草紙屋が、どの種の《画像》（美人画／役者絵／武者絵／浮絵／相撲絵／魔除け）を、どのような《受容者》（男性／女性／子ども／家族）に対して販売しようとしていたのかを明らかにする。

第六章では、「浮世絵の機能」を「浮世絵師の行為」として再解釈／再分類する可能性を検討する。すなわちまず、柳沢信鴻の『宴遊日記』（安永二年～天明五年〔一七七三～八五〕）のなかで、役者絵・美人画・春画・草双紙などの通俗のメディアが、どのように流通し、どのように消費されていたかを分析し、それらが果たしていたと考えられる機能の多様性と可変性を概観する。そのうえで、それら多様な浮世絵の機能を、主として J. サール（J. Searle）の言語行為論の成果を援用することによって、絵師の絵画行為として解釈すること、すなわち役者絵や美人画などを描くことにおいて（あるいは、よって）、浮世絵師はいったい何をしようとし、何をしてきたのか、を問うことを試みる。言語行為論は「言葉を話すことは規則に支配された行動形態に参加することである」との基本的立場から、発話——一定の状況のなかで言葉を発すること——を言語的コミュニケーションの最も実用的かつ最小の単位とみなし、「命令する」や「主張する」といった日常的に遂行される「発話内行為（illocutionary act）」を公共的（あるいは制度的）な行為として成立させる規則体系を明示することを試みた。本論が浮世絵に言語行為論の枠組みを援用しようとする理由もまた、本論の関心が「絵画行為論」とでも呼ぶべき絵画の運用論に向けられているからである。描画（depiction）——画像（image）を一定のコンテキストにおいて使用（制作／受容）すること——と、発話（utterance）——文章（sentence）を一定のコンテキストにおいて使用（発言あるいは理解）すること——は、コミュニケーション行為としては等価とみなされるのではないか。本論はこのような仮説から出発して、言語テキストと視覚イメージの差異に由来する理論的・方法論的な困難を考察するとともに、絵師が絵画を描くことのなかで遂行する「描画内行為（in-depictionary act）」とでも呼ぶべき行為を、三つの類型、すなわち「真を写す」主張型、「意を表す」表出型、「人を動かす」指令型に分類することを試みる。

第三部（第七章から第十二章）では、絵画行為論の枠組みを、浮世絵の個別的なジャンル（美人画／役者絵／風景版画／絵馬／疱瘡絵／死絵）に適用することを試みる。すなわち、それらの浮世絵の果たしうる機能（宣伝／広告／風刺／魔除け／祈願／報謝／追悼）のそれぞれについて、「主張する」「提案する」「暴露する」「助言する」「警告する」「依頼する」「謝意を表する」「哀悼の意を表する」などの言語行為の規則を参照することによって、行為論的な構造——視覚イメージが帯びる特定の形式的特徴と行為の意図の連関——を分析し、その種の浮世絵を描くことを公共的／制度的な出来事（正しい／誠実な／適切な行為）として成立させる規則体系を明示することを試みる。具体的には、第七章で、「美艷仙女香」という白粉を販売するために利用された溪斎英泉の「美人画」を手がかりに、J. バージャー（J. Berger）の『イメージ——視覚とメディア』（一九七二年）を言語行為論的に再構成することを通して、「魅力的」な画像が担う広告・宣伝という機能を、「依頼する」「推薦する」「提案する」「約束する」などといった発話内行為とパラレルに分析するとともに、「発話媒介行為（perlocutionary act）」や「間接言語行為（indirect speech act）」といった言語行為論の基礎概念を導入することを試みる。

第八章では、東洲斎写楽の「役者絵」についての言説史を辿り、世界最初のモノグラフである J. クルト (J. Kurth) の『写楽 (Sharaku)』(一九一〇年、ミュンヘン) が、日本・近世の浮世絵師を語るさいに、「悲劇の芸術家」イメージ、「進歩史観」に基づく進化論的歴史観、「観相術」に基づく西洋的人間理解、「優越の理論」に基づく嘲笑の笑いという、西洋・近代の美術史的な文脈を持ち込んだことの《誤謬》を検証する。次いで、中井宗太郎以後の日本の研究者が、写楽を「真理を探究する写実主義者」に仕立て上げるとともに、役者似顔絵から「笑い」を剝奪する傾向があることを指摘する。そのうえで、J. モリオール (J. Morreall) の『ユーモア社会を求めて——笑いの人間学』(一九九五年) に依拠しつつ、写楽に「ユーモアの笑い」を回復させることを試み、「可笑しさ」を特徴とする画像を描く行為を、江戸時代の戯作に固有な「穿ち」の文脈において解釈することの意義を探る。

第九章では、歌川広重の「風景版画」についての言説史を辿り、「写生の絵師」として語られることの多かった広重イメージが、明治時代に入って「風景画」という西洋・近代的なジャンルが成立するとともに、微妙な揺れを見せ始め、「臥遊の絵師」「抒情の絵師」「構図家／意匠家」として語られ始めることを指摘する。本章の目的は、このような三つの異議申し立てが、広重の風景版画に關說的／心情的／美的機能の優位性を与えようとする試みであることを明らかにし、機能的な《空所》があること、すなわち動能的機能の《不在》を指摘したうえで、「風景版画」を描く行為を「推薦する」として解釈し、広重に対して「人を動かす」ことに重心を置く「旅の絵師」のイメージを付与する可能性と、その美術＝政治的な意義を検討することにある。

第十章では、『馬琴日記』天保二年〔一八三一〕二月条に記された、馬琴の孫二人の闘病記を手がかりにして、邪鬼が原因とされる病氣と画像との関係を、行為論的に考察する。すなわち、「白山比咩神像」などの神像や絵馬を、願を掛ける(「記録する」「依頼する」)ためのメディアとして、「為朝像」や「鍾馗像」など邪鬼にとって「衝撃的」「不気味」な画像を、魔を除ける(「警告する」)ためのメディアとして、また「赤絵」と呼ばれる一群の「目出度さ」を特徴とする画像や「養生図」を、見舞う(「祝福する」「助言する」)ためのメディアとして分析する。

第十一章では、「絵馬」が担う祈願／報謝という機能を、神仏とのコミュニケーションのためのメディアとして理解し、絵馬を描くこと／見ることの絵画行為論的な構造——「依頼する」あるいは「謝意を表する」——を明示するとともに、葛飾北斎に帰せられている／帰せられたことがある絵馬八例の祈願／報謝の内容を検討・推測し、「比喩的発話 (metaphorical utterance)」という概念の適用可能性を吟味する。

第十二章では、主として役者が亡くなったときに、その死を「報道する」あるいは「追悼する」目的で出版される「死絵」を、「哀悼の意を表する」という言語行為とパラレルに考察し、「哀しさ」を特徴とする画像を描くことが「哀悼の意を表する」とことみなされる規則を明示することを試みる。そのうえで、元治元年〔一八六四〕一二月一五日、歌川国貞(三代豊国)が亡くなってすぐに版行された四点の「死絵」について、その視覚イメージと、仮名垣魯文が記した「二代目豊国略伝悼賛」の言語テキストを分析し、それらに仕掛けられた《理想化》の操作を吟味することによって、追悼するにふさわしい理想的な浮世絵師イメージについて考察する。

なお、最後の結章では、『西鶴俗つれづれ』から選び出した物語を、論者が唱える絵画行為論から見直し、この理論の有効性を改めて論じることで本論文の総括を行っている。

論文審査の結果の要旨

美術史研究にとって、作品の美的な質に注目することは、最も重要な任務である。しかし作品を、その状況的要素である制作者やコンテキストあるいは受容者などから切り離し、孤立したものとして扱うなら、美術史研究は、作品が担っているはずの豊かな機能の多くのものを見失ってしまうにちがいない。しかし、作品の機能と一口に言っても、それはじつに多様であり、可変的であって、捉えどころがない。そこで、本論文では、江戸時代の庶民にとって最も身近なメディアであった浮世絵を手がかりとして、視覚イメージの機能を、言語的なコミュニケーション理論や言語行為論の枠組みを援用することによって、整理し、体系化することを試みている。すなわち、本論文の課題は、浮世絵師たちが、美人画、役者絵、風景版画、疱瘡絵、絵馬、死絵など、多様なジャンルの浮世絵を描くことによって、どのようなコミュニケーション行為を遂行しようとしたのか、そしてそれはいかにして可能であるのかを、文学作品や日記などの多彩なテキストを参照しながら考察す

ることにある。

本論文は、このような課題を解決するために、全十二章を三部に分けて論を進めている。すなわち、第一部（第一章から第三章）で、一般的な「絵事の構造」と「絵画の機能」を整理し、第二部（第四章から第六章）で、一般的なレベルにおいて確認された構造と機能を、浮世絵という近世に固有の視覚イメージに即して具体化している。そして、第三部（第七章から第十二章）で、言語行為論の枠組みを適用することによって、浮世絵の個別的なジャンルの果たしうる機能のそれぞれについて、その行為論的な構造を分析し、浮世絵の制作と受容を一種の社会的制度として成立させる規則体系を記述することを試みている。浮世絵を中心とした視覚イメージの運用論を構築しようとする試みそれ自体、前例のないものであるが、本論文の成果は次の三点にまとめることができる。

第一に、R. ヤコブソン (R. Jakobson) の「コミュニケーション図式」に依拠しながら、「絵事」（絵画を製作することあるいは見ること）が、七つの要素、すなわち「注文主」「制作者」「仲介者」「受容者」「コンテキスト」「コード」「絵画」によって構成されていること、そしてこの絵事の中心的要素である「絵画」がメディアとして担いうる機能が、「関說的」「心情的」「動能的」「メタイメージ的」「美的」という五種類の機能に分類可能であることを示したことである。

第二に、主として J. サール (J. Searle) の言語行為論の成果を援用することによって、浮世絵の機能を、浮世絵師の行為として再解釈、あるいは再分類する可能性を追究したことである。すなわち、描画 (depiction) (画像 [image]) を一定のコンテキストにおいて使用〔制作あるいは受容〕することと、発話 (utterance) (文章 [sentence]) を一定のコンテキストにおいて使用〔発言あるいは理解〕することとを、コミュニケーション行為としては等価なものとみなして、言語テキストと視覚イメージの差異に由来する理論的、方法論的な困難を考察するとともに、絵師が絵画を描くことのなかで遂行する行為としての「描画内行為 (in-depictionary act)」を、「真を写す」主張型、「意を表す」表出型、「人を動かす」指令型という三つの類型に分類しうる可能性を示したことである。なお、浮世草子や画史、あるいは画論における浮世絵イメージの変遷を詳細に跡づけることによって、浮世絵は、当初、官能的、当世的、機知的なメディアとみなされていたが、時代を経るにしたがい、当世性のみが強調されるようになり、官能的、機知的なメディアとしての性格付けが希薄になって行くことを明らかにしている点も注目される。

第三に、浮世絵の個別的なジャンル（美人画、役者絵、景版画、絵馬、疱瘡絵、死絵）が果たす機能（宣伝、広告、風刺、魔除け、祈願、報謝、追悼）のそれぞれについて、「主張する」「提案する」「暴露する」「助言する」「警告する」「依頼する」「謝意を表する」「哀悼の意を表する」などの言語行為の規則を参照することによって、その行為論的な構造、すなわち視覚イメージが帯びる特定の形式的、様式的特徴と意図の連関を分析し、この種の浮世絵を描き、あるいは見ることを公共的、制度的な出来事として成立させる規則体系を明示した点である。なお、このような規則体系を明示する過程で、溪斎英泉の「美人画」、東洲斎写楽の「役者絵」、歌川広重の「風景版画」、「赤絵」と「疱瘡絵」、葛飾北斎の「絵馬」、歌川国麿の「死絵」などを絵画行為論的な観点から吟味しているが、この試みがそれぞれの浮世絵ジャンルの特性や、絵師の作品研究に新たな視点を与えるとともに、他の絵師の作品研究への応用が期待される点も注目される。

以上述べてきたように、本論文が構想する「絵画行為論」は、「絵画」と呼ばれる視覚イメージを、コンテキストや制作者と受容者の心理状態（信念や願望、欲求、感情など）、社会的立場、あるいは能力や知識といった、いわゆる状況的要素との相関関係において捉えるための理論的枠組みを呈示するものである。こうした構想は、近年の美術史学の国際的な潮流とも連動するものである。そして、本論文の考察を通じて、論者は、美術史研究の具体的な局面において、作品の背後に隠蔽されている機能を明るみに出したり、停止されてしまった過去の機能を再生したり、状況の変化によって生み出された新たな機能を活性化したりするための方法論を呈示したと言えよう。

とはいえ、望むべき点はないわけではない。このように絵画の機能を図式化すること自体、多様で複雑な絵画の機能の解釈に制限を加える行為になりかねない。また、コミュニケーション論や言語行為論に用いられた用語の絵画行為論への応用についても、なお検討すべき課題も多い。さらに、盛んに利用している文学作品や日記についての解釈について一部厳密さに欠けるところが認められた。しかしながら、こうした点は、本論文の価値を損なうものではなく、むしろ論者の今後のさらなる研究の進展を期待するところである。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2007年2月19日、調

査委員 3 名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。